

旧日進美化センター工業用地売却に係る
プロポーザル実施要領

令和6年11月
愛知県日進市

<目次>

1	売却の趣旨	1
2	公募型プロポーザル方式による売却の概要	1
3	参加者資格	5
4	実施要領の配布	5
5	質疑応答	5
6	参加申込書の提出	6
7	参加資格の確認	7
8	現地見学会	7
9	計画提案書の提出	7
10	審査委員会の設置	9
11	審査項目及び審査方法	9
12	審査結果の通知及び公表	10
13	売買契約に関する事項	10
14	企業立地優遇制度	12
15	その他の留意事項	12
16	参考資料	12

1 売却の趣旨

日進美化センター（以下「旧し尿処理施設」）は「日東衛生組合」の構成市町（日進市・東郷町）から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設で、昭和53年4月から稼働し、44年間使用してきました。

近年は、公共下水道の普及に伴う処理量の減少や施設の老朽化などの課題を抱えていたため、令和4年4月から、一般廃棄物の処理機能を隣接する南部浄化センターに統合し、し尿等の処理を停止しました。

処理停止後の旧し尿処理施設は、名古屋第二環状自動車道植田ICや赤池駅に近く好立地であることから、税収増と雇用の確保を目的として、令和5年度中に解体撤去し、跡地を民間事業者へ事業用地（工場や研究施設等）として売却することとしました。

2 公募型プロポーザル方式による売却の概要

公募型プロポーザルの参加申込者が提示した計画提案書等の内容について選定委員会による審査を行い、旧日進美化センター工業用地において行う事業について最も優秀な提案を行った事業者に売却を行います。

(1) 土地

所 在	地目	公簿面積	実測面積	売却標準価格
日進市梅森町向 江1630番の一部	宅地	13,603.35 m ² ※分筆前の公簿面積	11,953.39 m ²	約 903,664,443 円 (73,700 円/m ²)
日進市梅森町向 江1655番の一部	用悪水路 雑種地	324 m ² ※分筆前の公簿面積	308 m ²	
合計		13,927.35 m ²	12,261.39 m ² ※分筆後に確定	

- 分筆後の実測面積については現在、法務局と協議中であり、令和6年度中に確定します。現時点での売却標準価格は、現時点での分筆後の仮測量面積をもとに算出しており、確定した実測面積により決定します。
- 決定した実測面積及び売却標準価格は、令和7年4月1日（火）までに日進市ホームページで公表します。

(2) 売却の区画

- 対象の土地を一括で売却します。区画割は行いません。

(3) 規制等

- 用途地域 市街化調整区域
- 建ぺい率 60%
- 容積率 200%
- 騒音規制 昼間（8時～19時） 60 デシベル
朝・夕（6～8時、19時～22時） 55 デシベル
夜間（22時～翌日の6時） 50 デシベル
- 振動規制 昼間（7時～20時） 65 デシベル
夜間（20時～翌日の7時） 60 デシベル
- 緑地面積率等 環境施設面積率 25%
うち緑地面積率 20%

(4) 接道条件

- ・北東側 国道 153 号バイパス線 幅員 25～30m
歩道あり。高低差約 3 m
- ・南東側 市道浅田西田面・向江線 幅員 6.0m
歩道なし。高低差なし。

(5) 用排水

- ・上水道 愛知中部水道企業団
上水道料金等は愛知中部水道企業団給水条例のとおり。
管路情報については愛知中部水道企業団にご確認ください。
- ・下水道 日進市公共下水道（計画区域内）
下水道料金及び下水道排出基準等は日進市下水道条例のとおり。
管路情報については日進市都市整備部下水道課ホームページで確認できます。

(6) 電気

- ・電気事業者にご確認ください。
- ・特別高圧での受電についても電気事業者にご確認ください。

(7) ガス

ガス事業者にご確認ください。

(8) 土地の利用履歴

本物件は旧し尿処理施設の跡地です。その際の建物杭のうち、地中 15m 以上に位置していたもの、及び、解体工事の際に撤去できなかった一部の古井戸等については、残置しています。施設概要や残置物位置については、「**16 参考資料**」をご確認ください。

(9) 土地建物の権利状況

敷地内の一部（約 1,178 m²）に中部電力送電線による高さ制限があります。また、該当箇所については、中部電力パワーグリッド株式会社による地役権設定がされています。それに伴い該当箇所に高さ制限（約 28m）の規制があります。

(10) 埋蔵文化財の状況

本物件所在地は文化財保護法に基づく「埋蔵文化財包蔵地」には指定されていません。

(11) 売却標準価格

約 903,664,443 円（73,700/m²）

※ 売却標準価格とは日進市の売却希望価格であり、同価格未満の提案（買受希望価格）であっても審査対象から外さず、事業内容を含めて総合的に審査します。

(12) 土壌汚染

本物件所在地で行った土地履歴調査の結果、土壌汚染は確認されませんでした。

(13) 交通機関

- ・名古屋市営地下鉄鶴舞線 平針駅から徒歩 14 分
- ・名古屋市営地下鉄鶴舞線 赤池駅から徒歩 12 分
- ・車 名二環植田 IC から約 5 分、東名高速東名三好 IC から約 14 分

(14) 浸水想定区域

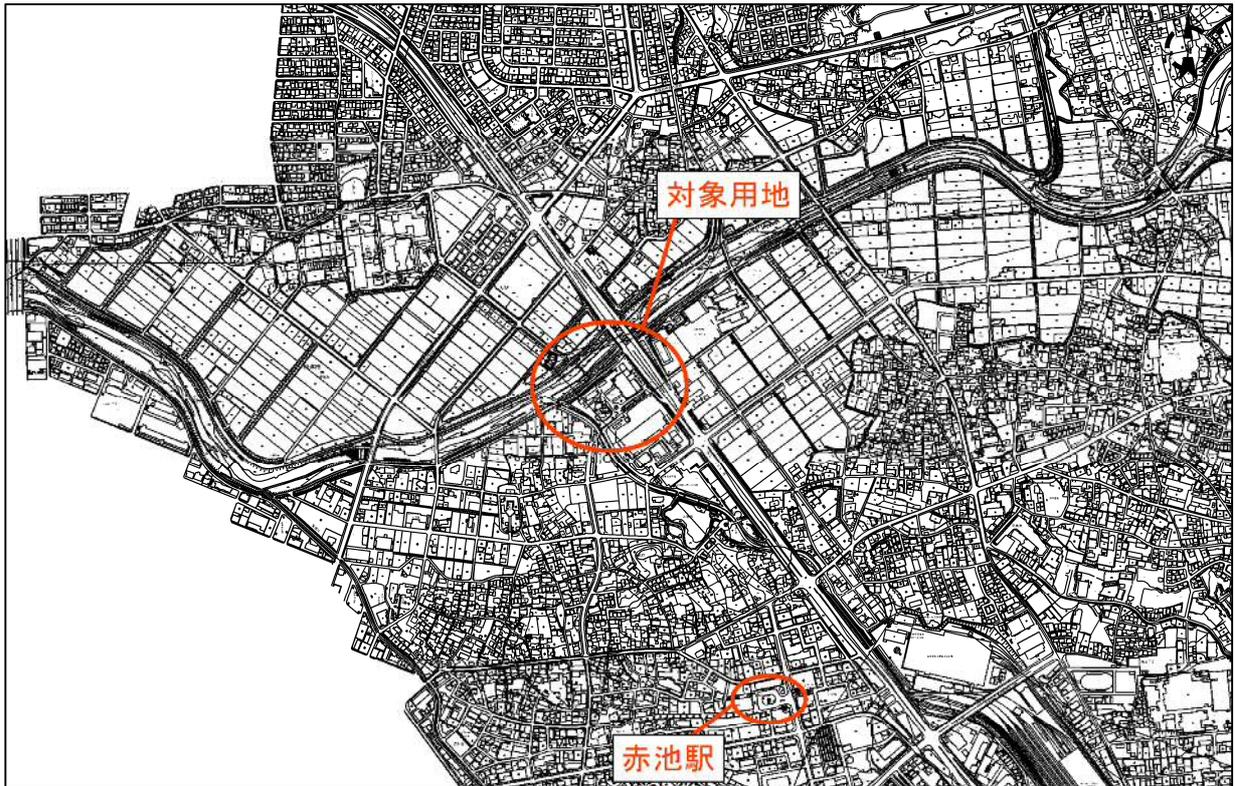
大雨の際に一部浸水（浸水深 1.0m～3.0m未満）する恐れがあります。
（日進市洪水ハザードマップ参照）

(15) その他

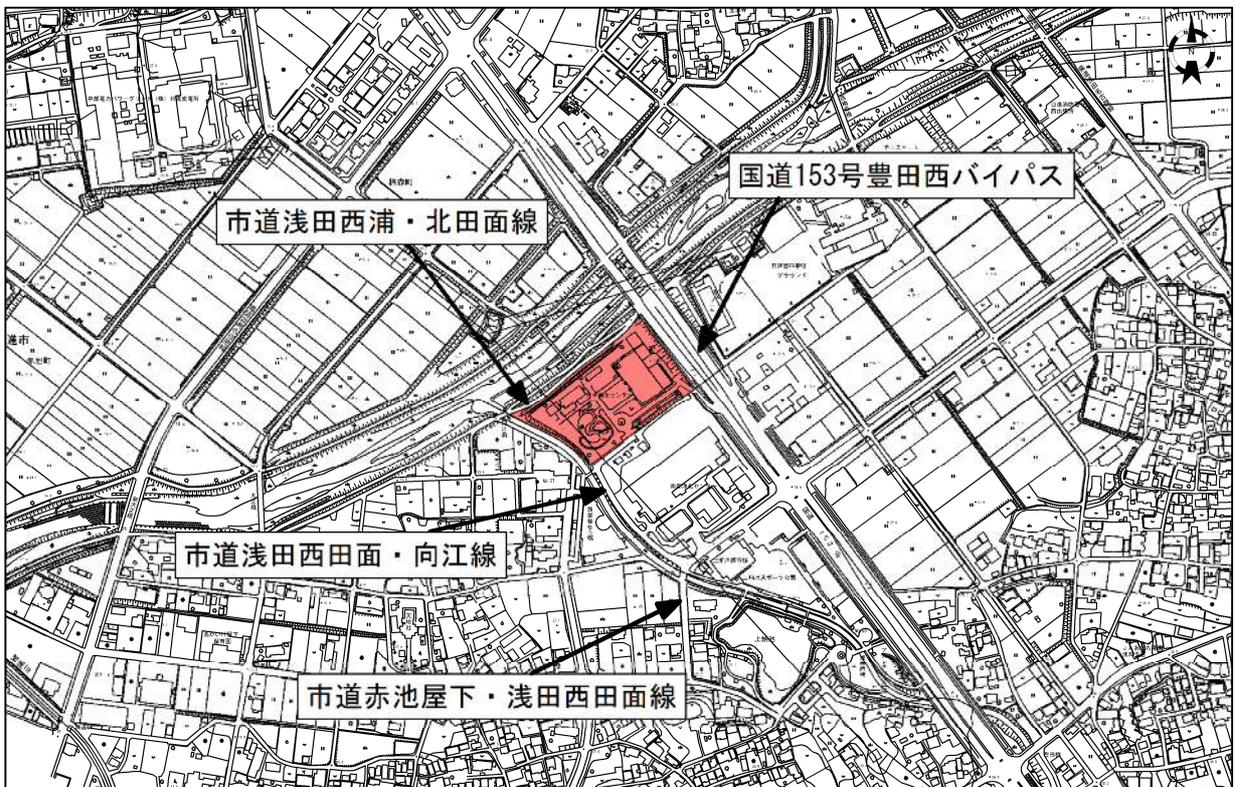
旧し尿処理施設建物を取り壊し、造成をするうえで、盛土を行っています。

(16) 位置図

① 1/10,000



② 1/5,000



3 参加者資格

プロポーザルの参加資格者は、次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 所有権移転のあった日から3年以内に、提案した事業で操業を開始し、契約締結日から10年を経過するまで当該事業を継続する者
- (2) 指定期日までに契約保証金及び売買代金の支払いが可能な者（選定された買受事業者が指定期日までに契約保証金及び売買代金残金の支払いができない場合は、契約を解除します。）
- (3) 本プロポーザルの実施に際し、単独で応募できる法人
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 入札参加申込時点において、日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領（平成18年要領第6号）に基づく指名停止またはこれに準ずる措置を受けていない者
- (6) 本プロポーザル実施に際しての入札参加資格確認申請書の提出日から当該契約までの間、「日進市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月26日 日進市長、日進市教育委員会教育長及び愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受ける者については、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす
- (8) 国税、県税及び市税の滞納がない者

4 実施要領の配布

(1) 配布場所

日進市役所産業政策部産業振興課ホームページ

<https://www.city.nisshin.lg.jp/department/sangyoseisaku/sangyo/6/2/4/16158.html>

(2) 配布期間

令和6年11月1日（金）から

5 質疑応答

本要領に関する質疑応答については、以下のとおりとします。

(1) 受付方法

質疑書（第1号様式）に内容を記載の上、PDFファイルにして電子メールにて提出してください。その際、メールタイトルを「プロポーザル実施に関する質疑書送付」としてください。

口頭（電話、窓口等）による質疑は受け付けません。

なお、本要領に関する質疑以外の内容には回答しません。

(2) 受付期間

ア 1回目

令和6年11月19日（火）から令和6年11月26日（火）午後3時

- まで
イ 2回目
令和7年3月18日（火）から令和7年3月21日（金）午後3時まで
- (3) 受付メールアドレス**
sangyo@city.nisshin.lg.jp
メール受付後、市より開封確認付きの受領メールを返信します。
- (4) 回答方法**
ア 1回目
令和6年12月3日（火）までに、質疑内容を含め日進市産業政策部産業振興課ホームページにて公開します。
イ 2回目
令和7年3月31日（月）までに、質疑内容を含め全ての参加者にメールで回答します。

6 参加申込書の提出

参加資格の確認を行うため、あらかじめ参加申込書の提出をしていただきます。

なお、参加申込書の提出のない者からの、「**9 計画提案書の提出**」に掲げる書類の提出は受け付けません。

(1) 提出書類

参加申込書（**第2号様式**）に下記に掲げる提出書類を添えて提出してください。提出書類については、令和6年10月1日現在を基準としてください。

- ①役員等一覧表
- ②定款（複写可）
- ③法人登記全部事項証明書（提出日3か月以内のもの）
- ④直近3か年の決算関係書類
貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書
- ⑤印鑑証明書（提出日3か月以内のもの）
- ⑥納税証明書（提出日3か月以内のもの）
 - ・法人税、消費税及び地方消費税
 - ・法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（愛知県分）
 - ・法人市民税、固定資産税、都市計画税（日進市分、滞納の無い証明）
- ⑦その他参考資料
企業パンフレット等

(2) 提出期間

令和6年12月9日（月）から令和6年12月16日（月）まで
（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出先

日進市役所産業政策部産業振興課
日進市蟹甲町池下268番地 日進市役所北庁舎2階
電話 0561-76-7377

(4) 提出方法

事前に来庁日時を電話予約した上で持参してください
(郵送不可)

(5) 提出部数

2部(正本1部、副本1部)

(6) その他

- ・提出に要する一切の費用は申込者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・参加申込の状況、参加申込企業名等は非公表とします。
- ・提出書類には分かりやすいよう項目ごとにインデックス等を付けてください。

7 参加資格の確認

参加申込書により「**3 参加者資格**」の項目を審査し、参加の可否を決定します。

結果につきましては、令和6年12月25日(水)までに簡易書留郵便により発送します。(第5号様式)

結果の通知の際に参加資格がないと認められた参加者に対しては、参加資格が認められなかった旨及びその理由を記載します。

結果への異議申立てはできません。

なお、参加資格が認められた参加者は、結果とともに通知する受付番号を用い、計画提案書を作成してください。

8 現地見学会

現地見学会を次のとおり実施します。

参加を希望される場合は、令和6年11月18日(月)午後5時までに電子メール(質疑応答と同一メールアドレス)にて申し込みください。その際、メールタイトルを「プロポーザル実施に関する現地見学会参加申込」としてください。

参加者は1事業者3名までとします。

- ・見学日時 令和6年11月22日(金)午後2時から 1時間程度
- ・集合場所 申込メールへの返信にてお知らせします。

なお、現地見学会への参加は任意であり、プロポーザル参加申込の要件ではありません。

9 計画提案書の提出

「**7 参加資格の確認**」の結果、参加可となった場合には、計画提案書の提出及び内容のプレゼンテーション等をしていただきます。

(1) 提出書類

計画概要書(第3号様式)に下記に掲げる提出書類を添えて提出してください。

- ①進出を希望する理由、事業計画概要
- ②建築計画総括表
- ③計画図面(基本設計レベルで可)

- ・平面図（建物配置、構内道路、出入口、緑地及び環境施設、建築面積等）
- ・立地図（建物計画高のわかる図面）
- ・工場内主要機器配置平面図
- ・主たる工程作業フロー
- ④生産品目及び売り上げ目標
（当該施設のみとし、困難な場合には増加目標）
- ⑤主たる取引先及び取引高比率
（仕入れ、販売別とし、当該施設のみでの表記が困難な場合には全事業所で可（その旨を記載））
- ⑥従業員内訳及び従業員雇用計画
- ⑦概算投資費用（税抜き金額）
 - ・建築費
 - ・機械器具設置費
 - ・電気設備工事費
 - ・給排水設備工事費
 - ・場内整備費
 - ・外構工事費
 - ・その他費用
- ⑧建築スケジュール
- ⑨操業開始見込み日（部分操業があればその範囲と見込み日も記載）
- ⑩操業時間、交代勤務の有無や有ればその体制
- ⑪従業員の通勤手段及びトラック等の搬出入にあたっての混雑解消対策
（交通の時間や経路等）
- ⑫従業員雇用計画書（市内雇用者数含む）
- ⑬用水量、排水量、電気使用量、必要であれば工程排水の処理計画
- ⑭公害防止、CO2削減対策など環境対策やISO取得計画など
- ⑮資金調達計画
- ⑯これまでの企業としての社会貢献実績（日進市以外の活動も可）
- ⑰企業の将来目標やビジョン等に基づく当該土地の利用構想、位置付け
- ⑱操業にあたって関連する市内企業との事業内容及び波及効果
- ⑲その他、ふるさと納税返礼品への登録等、貴社が本市（本市に所在する民間団体等も含む）に与える効果など、自由PR
- ⑳買受希望価格

（２）提出様式等

様式は定めのある場合を除き任意としますが、日本工業規格A4版に統一し、図面等でA4を超える場合は折りたたんでA4の大きさにしてください。

複数の項目を1枚に記載しても構いませんが、上記順序で記載をお願いします。

該当なし又は提出できない項目については、必ずその旨を示してください。

提出書類には分かりやすいよう項目ごとにインデックス等を付けてくだ

さい。

(3) 提出期間

令和7年4月15日(火)から令和7年4月22日(火)まで
(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(4) 提出先

日進市役所産業政策部産業振興課
日進市蟹甲町池下268番地 日進市役所北庁舎2階
電話 0561-76-7377

(5) 提出方法

事前に来庁日時を電話予約した上で持参してください。
(郵送不可)

(6) 提出部数

10部
正本1部、副本9部とし、押印が必要な書類については、副本は正本の複写を可とします。

(7) その他

- ① 参加する1事業者につき1提案とします。
- ② 参加に係る一切の費用は参加者の負担とします。
- ③ 計画提案書作成に関する質疑は「**5 質疑応答**」で対応します。
- ④ 使用言語は日本語、使用通貨は日本円、使用単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。
- ⑥ 提出された書類の追加、訂正等は、日進市が特に必要と認めた場合を除き認めません。
- ⑦ 計画提案書の著作権は参加者に帰属しますが、情報公開等があった場合必要書類を公表する場合があります。その場合、市は、著作権者の同意を得ることなく無償で使用できるものとします。
- ⑧ 参加企業数、参加企業名は非公表とします。ただし、審査後の取扱いは「**12 審査結果の通知及び公表**」に示すとおりとします。

(8) 辞退

都合により参加を辞退される場合には辞退届(第4号様式)を提出してください。

(9) 資格の喪失

以下のいずれかに該当する場合は参加資格を失います。

- ① 「**3 参加者資格**」の要件を満たさなくなった場合
- ② 公正な審査に影響を与える行為があった場合
- ③ 他の参加者の提案を妨害しようとする行為があった場合
- ④ その他、本要領に定める事項に従わない行為があった場合

10 審査委員会の設置

計画書のために「旧日進美化センター工業用地公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」を設置します。

なお、審査委員会は審査の公平を期す観点から非公表とし、審査委員会及

びその審議内容についても提案者の企業秘密及び知的財産の保護の観点から非公表とします。

11 審査項目及び審査方法

(1) 審査項目

表1「旧日進美化センター工業用地公募型プロポーザル審査項目並びに審査配点表」によります。

(2) 審査方法

審査委員は各審査項目につき採点基準に基づき各項目を得点化します。

審査委員会は各審査委員の審査結果を集計し、その結果、最上位の者を最優先候補者として選定します。

日進市長は、審査委員会の報告を受けて最優先候補者の決定を行います。

なお、表1に基づく審査の結果、100点満点中60点を超える事業者がない場合は最優先候補者なしとし、プロポーザルを中止します。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

①日時

令和7年5月8日(木)午前9時30分から

②場所

市役所本庁舎4階 第1会議室

③内容

ア 申請書類に基づくプレゼンテーション(口頭のみ25分間)

イ 審査委員によるヒアリング(25分間)

④その他

ア 審査の順番は、申請書類の受付順とします。

イ 審査会場への入室は1事業者につき3名以内とします。

ウ 災害の発生や感染症等の流行により審査を延期する必要があると判断した場合、審査日時等を変更します。この場合、市は全ての申請者に速やかに連絡するものとします。

エ 参加者多数の場合は、日程を複数設ける可能性があります。詳細については、参加の可否の結果通知に記載します。

12 審査結果の通知及び公表

審査結果については参加者全員に書面により通知します。(第6号様式)

審査に関しての問い合わせ及び異議は一切受け付けしません。

公表は令和7年5月22日(木)以降に日進市産業政策部産業振興課ホームページで行います。この際、以下の公表予定項目以外は全て非公表とします。

(公表予定項目)

- ・最優先候補者及び主たる業種(日本標準産業分類中分類)
- ・計画提案書提出者数
- ・最優先候補者を含む上位3社の得点並びに順位決定の根拠

13 売買契約に関する事項

(1) 買受申込書の提出

審査の結果、最優先候補者となり、契約の締結を希望する者（以下「買受人」）といえます。）は、買受申込書を提出していただきます。

提出期限は別途指示いたします。

（２）買受人の資格喪失

下記のいずれかに該当する場合には買受人としての資格を失います。

その場合、先の審査結果において次位の者を最優先候補者として決定し、「12 審査結果の通知及び公表」以下の再手続を行います。

- ア 買受申込書類における虚偽の記載があった場合
- イ 社会的な信用を著しく失墜させる行為があった場合
- ウ その他、本要領に定める事項の違反があった場合

（３）契約

買受事業者として内定した者と、令和7年9月頃を目途に売買契約を締結します。契約に係る一切の費用は、買受事業者の負担とします。

（４）売買代金の支払い、土地の引渡し及び所有権移転登記

① 契約保証金の支払い

ア 優先交渉権者の決定後、指定期日（令和7年6月末を予定）までに、手付金として売買代金の20%に相当する額（十万円未満の端数は切捨て）の契約保証金を納入していただきます。

イ 契約保証金の放棄による契約解除はできません。

② 売買代金の支払い

契約保証金を除く売買代金は、指定期日（令和7年9月頃を予定）までに納入していただきます。

③ 土地の引渡し

本件土地は、売買代金完納後に速やかに引渡しものとします。

④ 所有権移転登記

所有権移転登記は、売買代金完納後に日進市が行います。所有権移転登記に要する費用は、買受事業者の負担とします。

（５）契約不適合責任

契約締結後、当該土地の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができません。

（６）契約における特記事項

① 所有権移転登記完了後、計画提案書に基づき、3年以内に操業の開始に必要な工事を完了し、操業を開始してください。やむを得ず期限までに操業を開始できない場合はその理由及び通算5年以内での新たな期限を申し出て日進市の承諾を得る必要があります。

② 所有権移転登記完了後、10年間は所有権移転を禁止します。また、質権・抵当権その他の権利を設定する場合は事前に日進市の承諾を受けるものとします。

③ 所有権移転登記完了後、10年間は提案計画以外の使用を禁止します。ただし、日進市が変更を認めた場合を除きます。

④ 工事着手までに日進市と公害防止協定を締結するように努めてください。

(7) 売買契約後の計画提案書の変更

事業計画の縮小につながる計画提案書の変更は認められません。

(8) 買戻しの特約

日進市は売買契約の日から起算して10年間は、買受人が「(6) 契約における特記事項」の各規定に違反した場合、売払い代金の3/10の違約金を徴収した上で、民法第579条の規定に基づき売買物件の買戻しをすることができるものとします。それに伴い、所有権移転登記については、10年間の買戻特約の付記を行います。

(9) 履行確認

日進市は「(6) 契約における特記事項」の履行状況の確認のため必要と認められる場合は、買受人に対し売買物件の実地調査及び書類等の調査の実施並びに必要な事項の報告を求めることができるものとします。

14 企業立地優遇制度

日進市では、企業等が新たに日進市内に立地する際に活用できる各種支援制度を実施しています。

詳細は日進市産業政策部産業振興課ホームページをご覧ください。

15 その他の留意事項

- (1) 土地の引き渡し後の土地利用にあたっては、関係法令や条例、提案内容等を遵守してください。
- (2) 建築物の建設にあたっては、計画内容等の地元説明、近隣住民との協議を自らの責任及び負担で行ってください。
- (3) 提案事業の実施にあたっては、計画内容等の地元説明、近隣住民との協議を、自ら責任及び負担で行ってください。
- (4) 供給処理施設の引込等については、十分協議を行うとともに、必要な申請、費用負担及び工事等は事業者の自らの負担で行ってください。
- (5) 当該土地には通常の騒音、振動規制等のほか、以下のような利用制限がありますので、ご注意ください。
 - ①工場立地法に基づく緑地等
敷地面積又は建築面積が一定規模を超える場合は、緑地及び環境施設の配置が義務付けられます。
 - ②その他
建物建築工事にあたっては、関係法令に基づく許認可や届出等が必要になります。
- (6) 本要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令及び本市契約規則等の関係諸法令に定めるところにより処理します。
- (7) その他、土地売買契約書（案）もご精読ください。

16 参考資料

- ①求積図
- ②残置物座標図（座標値含む）
- ③スケジュール

- ④土地売買契約書（案）
- ⑤周辺埋設管等状況参考図
- ⑥高圧線位置図
- ⑦搬入土に関するもの
- ⑧地質調査図（昭和 51 年）

表 1 旧日進美化センター工業用地公募型プロポーザル審査項目並びに審査配点表

審査基準	審査項目	計画提案書 該当項目等	配点
1 事業主体に関する評価	① 事業主体の経営安定性 a 直近3か年の決算関係書類 b 資金調達計画 c 主たる取引先及び取引高比率	⑤・⑯ 及び 参加申込書 ⑤	10
	② 事業主体に対する企業としての期待度 a 進出を希望する理由、事業計画概要 b 操業計画	①・②・ ③・⑧・⑨	10
	③ 事業主体の社会貢献度 a これまでの企業としての社会貢献	⑯	5
2 事業内容に関すること	① 当該敷地における事業内容 a 投資予定額及び内容 b 企業の将来目標やビジョン等に基づく当該土地の利用構想、位置付け	計画概要書 及び ②・⑦・⑰	15
	② 事業内容に対する期待度 a 生產品目及び売り上げ目標 b 操業にあたって関連する市内企業との事業内容及び波及効果	④・⑱	10
3 雇用及び福利厚生に関すること	雇用の増進に係る期待度 a 従業員内訳及び従業員雇用計画 b 日進市民の従業員数及び従業員雇用計画 c 多様な人材に対する配慮計画	③・⑥・⑫	15
4 周辺環境への影響に関すること	① 周辺の住環境等への影響 a 従業員の通勤手段 b 操業時間、交代勤務の有無やその体制	⑩・⑪	5
	② 操業にかかる環境負荷低減への配慮 a 用水量、排水量、電気使用量、必要であれば工程排水の処理計画 b 公害防止、CO2削減対策など環境対策やISO取得計画など	⑬・⑭	5

5 その他、自由PR	① 製造品をふるさと納税返礼品に登録した場合の期待度 a 生產品目及び売り上げ目標 b その他、自由PR	④・⑱	15
6 買受希望価格に関すること	買受希望価格	⑳	10
合計			100

表2 リスク分担表

リスク				リスク分担		
No.	発生段階	リスク項目	リスク内容	市	事業者	
1	共通	募集要項リスク	募集要項等本事業に係り公表した資料の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	●		
2		参加リスク 契約締結リスク	参加費用に関するもの		●	
3			事業者と契約が結べない、または、契約手続きに時間がかかる場合	●	●	
4			契約締結費用に関するもの		●	
5		資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		●	
6		制度関連リスク	法制度・税制度・許認可リスク	土地所有に関わる法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの		●
7			上記6以外のもの		●	
8			許認可遅延リスク	事業者の申請等の手続きによる許認可の遅延に関するもの		●
9		社会リスク	第三者賠償リスク	本事業実施に関する住民反対運動・訴訟・要望等に関するもの（ただし、No. 10～12に該当するものを除く）	●	
10				事業用地の調査、建物の新築工事及び運営等における近隣対策に関するもの		●
11				本件施設を建設したことに起因する周辺への影響（電波障害、風害、悪臭、日影、交通渋滞等）に関するもの		●
12				事業期間中の事故に関するもの		●
13			環境問題リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩等、環境保全に関するもの		●
14		デフォルトリスク (事業の中止・延期)	民間問題リスク	事業者の事業放棄、破綻によるもの		●
15		不可抗力リスク	風水害、暴動、地震等		●	
16		金利リスク	金利の変動		●	

17	計画・設計段階	発注者責任リスク	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの等		●
18		測量・調査・設計リスク	市が実施した測量・調査に関するもの	●	
19			事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの		●
20		計画・設計リスク 物価リスク 建設リスク	事業者の要因による不備・変更によるもの		●
21			建設期間中における物価変動に伴うリスク		●
22			建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
23			契約締結の時点で把握できていなかった地中障害物等に関するもの		●
24		工事遅延・未完工リスク	工事が契約に定める工期より遅延する、または、完工しない場合		●
25	市の要求により完工しない場合		●		
26	建設段階	工事費増大リスク	設計変更を行った場合の追加工事に要する費用		●
27		施工監理リスク	施工監理に関するもの		●
28		一般的損害リスク	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害		●



日進市産業政策部産業振興課（市役所北庁舎2階）

住 所 愛知県日進市蟹甲町池下268番地

電 話 0561-76-7377（直通）

ファクス 0561-73-1871

電子メール sangyo@city.nisshin.lg.jp
